

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 第10条の2	妊婦のための支援給付に係る妊婦 認定	母子健康課

- 1 審査基準は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第10条の8に定める基準とする。また、同法第10条の9に定めるとおり、当市に住所地を有する妊婦が行った妊婦給付認定申請に対して処分を行う。
- 2 標準処理期間は、45日とする。ただし、給付認定に必要な申請書類に不備があった場合は、標準処理期間に含まないものとする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。

